

園芸作物生産施設補助事業進行チャート

1 実施申請

【 必要書類 】

- ・補助事業実施申請書（別記様式第1号）
- ・事業計画書（別記様式第1号-1, 2, 3, 4）
- ・見積書の写し（1者）
- ・大谷冷熱エネルギー使用に関する誓約書
※夏秋いちご用パイプハウス整備事業の場合
- ・商品カタログ等の写し
※パイプハウス整備事業, 夏秋いちご用パイプハウス整備事業を除く。

市で内容審査後、補助事業採択通知書により通知します。

2 交付申請

【 必要書類 】

- ・補助金交付申請書（別記様式第3号）
- ・補助事業採択通知の写し
- ・収支予算書（別記様式第3号-1）

市で内容審査後、交付決定通知書により通知します。

やむを得ない事情により、補助金交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、手続きが必要となりますので、ご相談ください。

3 事業の実施

補助金交付決定後、初めて事業に着手します。着手方法は以下の通りです。

- ① 当初の見積業者も含めて、すべて新たに3者の見積りを徴取してください。
※ 交付決定日以降かつ着手前までに徴取すること。
- ② 3者のうち最低価格の1者に決定し、パイプハウスや機械等の発注をしてください。
- ③ パイプハウスの完成または機械等の納品後、代金を事業者を支払ってください。

4

実績報告

【 必 要 書 類 】

- ・補助事業実績報告書（別記様式第6号）
 - ・事業実績書（別記様式第6号—1）
 - ・収支決算書（別記様式第6号—2）
 - ・見積書の写し（3者）
 - ・領収書，納品書等の写し
 - ・講習修了証等の写し
- ※農業用ドローンの導入，農業用ドローン講習受講の場合

市が報告の内容を確認して検査した後，補助金確定通知書により通知します。

5

交付請求

【 必 要 書 類 】

- ・補助金交付請求書（別記様式第8号）
- ・交付決定通知書の写し又は補助金確定通知書の写し

請求の内容に基づき，市から補助金が交付されます。（通知書類はありません。）

【問合せ先】

宇都宮市経済部農林生産流通課
生産振興グループ

電 話：632-2466

FAX：639-0618